

原管発官25第770号

平成26年2月28日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力防災課長
金子修一殿

東京電力株式会社
原子力運営管理部

福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更について

「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成26年3月1日より次回修正までの間添付の表の通り一部変更して運用させていただきますので、よろしくお願い致します。

添付資料

- ・「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以上

平成26年2月28日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

「福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における一部変更箇所は、”二重下線“にて明示しています。
本変更は平成26年3月1日より適用します。

頁	変更前	変更後	理由
I-5	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第2節 定義</p> <p>30. 統合原子力防災ネットワーク</p> <p>緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）及び独立行政法人原子力安全基盤機構とを接続する情報通信ネットワーク（地上系及び衛星系ネットワーク）をいう。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第2節 定義</p> <p>30. 統合原子力防災ネットワーク</p> <p>緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）及び独立行政法人原子力安全基盤機構とを接続する情報通信ネットワーク（地上系及び衛星系ネットワーク）をいう。</p>	<p>原子力安全基盤機構解散に伴う変更</p>

頁	変更前	変更後	理由
I-20	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p>第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。</p> <p>なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p>第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。</p> <p>なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。</p>	<p>原子力安全基盤機構解散に伴う変更</p>
I-21	<p>3. 本店非常災害対策室</p> <p>(4) 本店原子力運営管理部長は、本店の非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。</p> <p>なお、本店原子力運営管理部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。</p>	<p>3. 本店非常災害対策室</p> <p>(4) 本店原子力運営管理部長は、本店の非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。</p> <p>なお、本店原子力運営管理部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。</p>	<p>原子力安全基盤機構解散に伴う変更</p>

頁	変更前	変更後	理由
I-27	<p align="center">第3章 警戒事態発生時における対応</p> <p align="center">第1節 通報及び連絡</p> <p>2. 原子力警戒態勢発令時の対応</p> <p>(7) 発電所警戒本部長及び本店警戒本部長は、原子力警戒態勢を発令した場合、緊急時対策所、本店非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し、総理大臣官邸、原子力規制庁、独立行政法人原子力安全基盤機構を接続する。</p>	<p align="center">第3章 警戒事態発生時における対応</p> <p align="center">第1節 通報及び連絡</p> <p>2. 原子力警戒態勢発令時の対応</p> <p>(7) 発電所警戒本部長及び本店警戒本部長は、原子力警戒態勢を発令した場合、緊急時対策所、本店非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し、総理大臣官邸、原子力規制庁、<u>独立行政法人原子力安全基盤機構</u>を接続する。</p>	<p>原子力安全基盤機構解散に伴う変更</p>
I-29	<p align="center">第4章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p align="center">第1節 通報及び連絡</p> <p>2. 緊急時態勢発令時の対応</p> <p>(7) 発電所対策本部長及び本店対策本部長は、緊急時態勢を発令した場合、緊急時対策所、本店非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターと独立行政法人原子力安全基盤機構を接続する。</p>	<p align="center">第4章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p align="center">第1節 通報及び連絡</p> <p>2. 緊急時態勢発令時の対応</p> <p>(7) 発電所対策本部長及び本店対策本部長は、緊急時態勢を発令した場合、緊急時対策所、本店非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターと<u>独立行政法人原子力安全基盤機構</u>を接続する。</p>	<p>原子力安全基盤機構解散に伴う変更</p>

頁	変更前	変更後	理由
II-3	<p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報経路</p> <p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p> <p> ※1 : 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2 : いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3 : ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡 </p>	<p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報経路</p> <p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p> <p> ※1 : 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2 : いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3 : ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡 </p>	<p>原子力規制庁の体制変更に伴う変更</p>

頁	変更前	変更後	理由
II-4	<p style="text-align: center;">別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p style="text-align: center;"> 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 電話による通報 フォンクシヨリによる通信 電話等による連絡 </p> <p> <small>※1 高田町、高野町、川俣町、川内町、川俣町、川内町、葛尾村、飯沼村 <small>※2 いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき西警察署、いわき市消防本部、相馬警察署、相馬地方広域消防組合、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方広域消防本部、平田消防署、相馬消防署、南相馬消防署、土浦警察署、小浜消防署、常磐消防署、常磐消防署、内郷消防署 <small>※3 福島県、福島県庁、福島県庁内務課、福島県庁総務課、福島県庁建設課、福島県庁環境課、福島県庁農林課、福島県庁健康課、福島県庁福祉課、福島県庁労働課、福島県庁教育課、福島県庁文化課、福島県庁スポーツ課、福島県庁観光課、福島県庁情報課、福島県庁危機管理課、福島県庁防災課、福島県庁原子力対策課、福島県庁原子力安全対策課、福島県庁原子力安全対策課、福島県庁原子力安全対策課 <small>※4 福島県庁原子力センター、富岡町生活環境課、相馬町環境防犯課、関根岡田町町村中1、福島県警察本部警備部災害対策課、双葉警察署、双葉地方広域消防組合消防本部、富岡消防署、高田消防署、富岡労働基準監督署、福島海上保安部警備隊、関根岡田町町村消防署及び警察署中2中1、福島第一原子力発電所、経済産業省東北経済産業局地域産業課総務課 </small> </small> </small> </small></p>	<p style="text-align: center;">別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p style="text-align: center;"> 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 電話によるフォンクシヨリ通信の確証 フォンクシヨリによる通信 電話等による連絡 </p> <p> <small>※1 高田町、高野町、川俣町、川内町、川俣町、川内町、葛尾村、飯沼村 <small>※2 いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき西警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方広域消防本部、平田消防署、相馬消防署、南相馬消防署、土浦警察署、小浜消防署、常磐消防署、内郷消防署 <small>※3 フォンクシヨリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、最早携帯電話を所持した者へ連絡 <small>※4 フォンクシヨリによる通信 </small> </small> </small> </small></p>	<p>原子力規制庁の体制変更に伴う変更</p>

頁	変更前	変更後	理由
II-5	<p style="text-align: center;">別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p style="text-align: center;"> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p>	<p style="text-align: center;">別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p style="text-align: center;"> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p>	<p>原子力規制庁の体制変更に伴う変更</p>

頁	変更前	変更後	理由
II-6	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1-2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p> 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 フォックスミリによる連絡 電話等による連絡 </p> <p> ※1 福島県、三野町、川内町、田村町、南相馬市、伊達市、本宮市、飯沼町、飯沼村 ※2 福島県警本部警備部、いわき市警備部、いわき市東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、相馬地方広域消防本部消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、川内消防署、相馬消防署、南相馬消防署、川内消防署、本宮消防署、飯沼消防署、川内消防署 ※3 本店対策本部等の設置に付いては場合により ※4 フォックスミリ、電話等による通信手段が利用された場合は、衛星携帯電話を所持した者を含む ※5 フォックスミリによる連絡 </p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1-2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p> 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 フォックスミリによる連絡 電話等による連絡 </p> <p> ※1 福島県、三野町、川内町、田村町、南相馬市、伊達市、本宮市、飯沼町、飯沼村 ※2 福島県警本部警備部、いわき市警備部、いわき市東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、相馬地方広域消防本部消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、川内消防署、相馬消防署、南相馬消防署、川内消防署、本宮消防署、飯沼消防署、川内消防署 ※3 本店対策本部等の設置に付いては場合により ※4 フォックスミリ、電話等による通信手段が利用された場合は、衛星携帯電話を所持した者を含む ※5 フォックスミリによる連絡 </p>	<p>原子力規制庁の体制変更に伴う変更</p>

頁	変更前	変更後	理由
II-7	<p style="text-align: center;">別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p style="text-align: center;"> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p style="text-align: center;">別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p style="text-align: center;"> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>原子力規制庁の体制変更に伴う変更</p>